

独立行政法人教職員支援機構
「新たな教職員の学び」協働開発推進事業 実施要項

令和4年11月11日

理事長 裁定

一部改正 令和5年9月21日

一部改正 令和6年8月 1日

一部改正 令和7年9月25日

一部改正 令和8年8月 4日

1 事業の趣旨・目的

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点として、「新たな教職員の学び」の実現に向けた「研修観の転換」を図るための取組を行っている（別紙参照）。

令和4年の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～』では、機構において、全国的教育委員会はもとより、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体とのネットワークを構築しながら、教師の資質向上に関する全国的なハブ機能を発揮することが求められている。

本事業は、機構と教育委員会や大学等が連携し、「令和の日本型学校教育」における新たな教職員研修の開発を行うとともに、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図ることを目的とするものである。

2 事業の内容

教育委員会は、教育センターや学校等における新たな教職員研修の企画・運営に関し、今後、中核的な役割を担うことを期待する指導主事や教員等を、機構つくば本部に派遣するとともに、教育センターを中心として「新たな教職員研修」に取り組むチームを作る。

派遣された教員等（以下「特別研修員」という。）は、同チームに所属し、その取組に参画するとともに、機構が実施する「研修マネジメント力協働開発プログラム」（以下マネプロという）に参加しつつ、新たな教職員研修の企画・運営や調査研究プロジェクトなど、機構における実務を実地で経験する。

教育委員会は、同チームを中心に特別研修員が機構で得た経験・知見を活用し、事業期間全体を通して、各自治体における新たな教職員研修の開発実施や、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材育成に取り組むものとする。

る。

3 事業の委託先

都道府県・指定都市・中核市等 教育委員会
(※市町村教育委員会への委託も可能)

4 委託期間

2年間

なお、委託契約は単年度ごとに行う。

5 事業の委託費等

「新たな教職員の学び」協働開発推進事業公募要領」(以下、公募要領)で別に定めるものとする。

6 採択の予定件数

公募要領で別に定めるものとする。

7 特別研修員の要件

1事業につき、原則1名とする。

(1) 教育センターや学校等における新たな教職員研修の企画・運営に関し、今後、中核的な役割を担うことを期待される者(指導主事や中堅教員等)であること。

(2) 教職員として勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健全であること。

(3) 事業1年目に、つくば本部(茨城県つくば市立原3番地)において、勤務可能な者であること。(なお、教育委員会の希望により、事業2年目のつくば本部勤務も可とする。)

8 特別研修員の役割

<1年目、2年目(つくば本部勤務の場合)>

(1) つくば本部において、年間を通して、派遣元のチームに所属し、その取組に参画しながら、機構の「マネプロ」に参加するとともに、(2)～(4)の実務を経験することを通じて、「新たな教職員の学び」や研修の立案・運営への理解を深め、研修の企画立案・運営力の向上を図る。

(2) 「教職員の学び協働開発部」が推進する事業をはじめ、機構における以下の実務等を実地で経験する。

① 教職員研修の企画立案及び運営

②「研修観の転換」に向けた「学び合いのコミュニティ」形成支援への参画

③ 都道府県市教育センターにおける研修講師

(3) 機構の調査研究プロジェクトに参画する。

(4) 派遣元の教育委員会や教育センター等が、当該年度や翌年度以降に実施する新たな教職員研修の企画立案や運営に携わる。

＜2年目（派遣元の教育センター等勤務の場合）＞

(1) 派遣元の教育委員会の教育センター等において、新たな教職員研修の実施や普及を行う。また、機構が推進する「学び合いのコミュニティ」の形成支援に協力する。

(2) (1)の取組状況について、年間を通じて機構の「マネプロ」に参加し、機構や全国との情報共有を行う。

9 申請方法

(1) 申請に当たっては、公募要領に定める申請書を作成の上、機構理事長あて提出すること。

(2) 申請書は、提出後の差し替えや内容変更は認めない。また、提出された申請書は返還しない。

(3) 以下の観点に基づき、審査委員会において書類審査を実施し、委託先を選考する。

(審査の観点)

- ・都道府県・指定都市・中核市等教育委員会における新たな教職員研修への取組方針
- ・機構との連携も含めた取組の具体性
- ・特別研修員の確保
- ・教育委員会に係る申請経費の妥当性

10 事業の実施

(1) 契約締結

選定された教育委員会については、「「新たな教職員の学び」協働開発推進事業委託要領」等に基づき、事業年度ごとに実施計画書及び収支計画書を提出する。機構は、内容を総合的に勘案し、予算の範囲内で委託額を決定する。委託額の決定後、機構と委託契約を締結する。契約については、単年度ごとに行う。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(2) 委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用が、委託額の総額の20%以内となる場合についてはこの限りでない。

(3) 中間報告書の作成・提出

委託先は、指定された期日までに中間収支報告書を作成し、機構に提出する。

(4) 報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度末までに機構に提出する。なお、実施報告書は、取組の情報共有・発信を目的に、当機構ホームページに掲載する。

11 その他

詳細については、公募要領等において別に定めるものとする。